

# 成年年齢引下げに関する取組について（R3年度実施）

## 【概要】

令和4（2022）年4月の成年年齢引下げを見据え、新成人をはじめとした若者の消費者トラブルの未然・拡大防止を図るため、関係機関と連携し、令和3年度から継続して実施

## 【事業内容】

### ①成人祭案内通知文書への啓発チラシ封入

市社会教育振興課と連携のうえ実施

啓発アニメ動画「だまされざるTV」を紹介（約3,000通）

### ②市内・大学高校へ啓発リーフレット配布

市内大学5校 令和4年度新入生向け（約3,600冊）

高校10校へ 3年生（卒業生）向け（約3,800冊）

## 【効果】

ターゲットへ直接、必要な情報等を届けられることができ、一定の効果があつたものと考えられる。

## 【今後】

上記事業については、令和4年度についても継続して実施するほか、講演会や学園祭への参加により、若者への更なる周知・啓発に努める予定。（資料2）

①新成人への啓発チラシ

（表面）

**茨木市消費生活センターからのご案内**

**知ってますか？契約には責任が伴います！**

◆成人になると、保護者の同意なしに、自分ひとりですでさまな「契約」ができるようになります。

- ・携帯電話を自分名義で契約できる
- ・アパートの賃貸契約を自分ひとりでする…など

◆成人がした契約は、原則、取り消しできません。


**「契約」の知識・経験が浅い新成人は悪質業者に特に狙われやすい！！**

契約時のトラブル（消費者トラブル）防止のポイント

- ★ その場で決めない
- ★ うまい話を信用しない
- ★ まわりの人に相談する

**「だまされざるTV」で学ぼう！**

「だまされざるTV」は、著者に多いトラブル事例をアニメで楽しく分かりやすく紹介した啓発動画です。令和4（2022）年4月から、成年年齢が18歳に引き下げられることも解説していますので、ぜひご覧ください。



（裏面）

それでも消費者トラブルで困ったら…

（裏面）

**相談窓口**

消費者トラブルは全国にある「消費生活センター」にご相談ください。消費者ホットラインで、お住まいの地域の消費生活センターをご案内いたします。

**消費者ホットライン「188（いやや）」**

※金曜日の場合は受付不可です。  
※別途ナビダイヤル番号料がかかります。  
※音声にたい、電話番号を入力すると、お住まいの地域の電話番号にのみつながります。

茨木市にお住まいの方は…

—— 茨木市消費生活センターへ ——

◆相談窓口 072-624-1999  
（188）よりも連絡料金が安く済みます。

◆利用時間  
月曜日～金曜日：午前9時～午後4時30分  
第2・4土曜日：午前9時～正午

◆場 所  
茨木市御田町百6番16号  
茨木市消費生活センター（クリエイティブセンター）1F



あきらめないでご相談ください  
消費者トラブルで困ったら、すぐ電話！ ます相談！

（茨木市消費生活センター）  
茨木市 市民文化センター市民生活相談 消費生活係  
TEL:072-624-0799 FAX:072-622-1678  
Eメール: syohiseikatsu@city.iburaki.lg.jp

〒577-0811 茨木市御田町百6番16号